

駅通情報

第48号

時評 一三一年前の「歌会始」の

勅題は「都鄙迎年」

私は、駅通史の最終取りまとめのため、北海道立文書館収蔵の資料漁りに専念した時期があった。これが採用もいかがなものかの文書にしては見慣れぬ一通の文書が目に止った。

それは、「別帝宮内省より御達之御跡歌会始之御題ニ面詠草一葉直二

應景仕候間此段御題……云々」

という、明治八年一月二十日付、開拓使担当者から開拓中判官杉浦誠あての文書であつた。当時、杉浦は、東京在勤であるはずであるから、在函館の開拓使所から東京の杉浦あてに移達してきたものであろう。

どちらに文草は続く、今般都迎年御題及御告之趣説而承仕候ニ付箱頭在留野

田太吉始十五名詠抄書法を存解不仕乍恐辭者迄蒙承並覽ニ供之候然ルニ御日限モ有之候處暨隔ノ地方自然遷延ニ及ヒ

特ニ御詠御題探如何ト奉存候得共其基ニテ御通削上達

事處へ御加へ被成下候ハ、平昔ノ志願ヲ達シ候シモ難有仕合ニ奉存……」

合二奉存……」

開拓中主典 野田太吉印 外十四名

官内省御中

〔解説〕

右によると、明治八年の「歌会始」の御題は「都鄙迎年」、ですなわち、都も、いなかも等しく新年を迎えた、というものであり、この御題で歌会始の詠歌を唱つたものであつた。その某をはじめ函館住民十団名が応募してきた。しかし、応募者全員が函館居住という地場的には片寄つたものであつた。

開拓使担当者の言によると、応募者のほとんどは和歌の心得もなく、作法も存じない者達であり、「自然遷延ニ及ビ特ニ御詠御題」の者達である。これが採用もいかがなものかと思われる所以で、開拓の向きてで逐削してほしいか、というのである。勅題に対する詠通歌を逐削してくれといふのもおこがましいと思われるのだが、それでも百數十年以前の、中央から遠く情報も十分伝わらない函館の北海道において、十五名もの応募があつたとは驚きである。

記念の和歌二、三題を挙げてみよう。

○都鄙迎年

陸奥の人そに迎へし年はまつ

大内山こえて来づらむ

むかへつる年やしるらむうち日さす

都もひなも今朝の長閑き

海島國龜田純(御題詠)

○都鄙迎年

開拓中主典 野田太吉

○都鄙迎年

新玉のとしをむかへていはふかな

鄰にてもむかへし年を矣たより

とへはみやこもおなしとぞいふ

函館中教院在留

○都鄙迎年

ともひなものとけありけり

光明寺住職 駒澤慈雲

○都鄙迎年

ともひなものとけありけり

開拓使局詔

駅通少輔 上村三省

○因みに、本年の御題は「笑」であり、天皇陛下の御歌は、

ノルウエー！ 御詠問のさいの作歌で、

トルコンハイムの運河を行けば

人々の空より人々笑みて

手を振る

なお、来年の御題は「月」である。

郵便創業時における

本州側の郵便物運送状況（六）

本州側における幹線の一つである「東京以北大岡」間の郵便物の運送について、以上、五回にわたって資料を提供してきた。本号においては、右、幹線上の諸問題、特に、北海道に接する青森県下において郵便運送に当たる陸運会社の作業上の諸問題を取り上げた。

これまで、北海道においても疑問のまま解説できずに通してきた問題も、本号において解明された貴重な資料もいくつかある。

(2) 北海道における郵便運送手段

北海道の運送は、いさか違つてゐる。本州においては、右、郵政百年史に記述のとおり、明治四年十月、郵便運送を全面的に陸運会社に委託するに至つたとしている。この「全面的」というのは全国的にとはいつておらず、これは何を意味するものであろう。北海道においては、陸運会社をして郵便物の運送をさせていたことを意識して書いたものであらうか。

それはともかく、北海道においては、明治五年二月十日、「仮設所廃止二付走海道二陸運会社ヲ設ケ公私ニ荷物及ヒ人馬難立方ヲ処分セシム・大藏省ヨリ開拓便ニ連」とあって、北海道にも陸運会社が設けられた（又は、設ける予定として通達した）。その目的は、郵便運送を念頭においてのものであつたものと認められる。

確かに、今も、当時この連によって函館に陸運会社が設立され、営業が開始されたとの記録が残つてゐる。

しかし、運送会社が函館にのみ設立されても、函館市内及びその周辺を対象に営業しても総務が成り立つはずはないと思われるが、活動状況は全く分つていない。

特に、明治五年十月を期して、函館郵便役所を拠点に、日本海側十一か所、太平洋側十一か所、計二十二か所に郵便取扱所が開設されて、奥地にも郵便輸路が延長された。このときの郵便物の運送条件について、太平洋側よりに開設された勇払郵便取扱所の取扱人予定者植田義藏に示されたものは次のとおりである。なお、植田の経歴を見ると、漁場持（前、漁場所請負人）山田文右衛門の勇払支配人兼駕運手代となつてゐる。

勇払部ヨリ白老通八里井七丁
但此貢賈四拾五錢七厘五毛

壹里ニ付五錢一時三厘行之則

時間二時七分一ヶ月六回賈計一円六拾二錢五十參厘八毛七

千歳江道法七里

但前同断此時間二時三ト二厘三毛三
此貢賈三拾五錢毫々月積計貳円拾錢
但行李三員以上三百日につき本貨之壹分兩被下度候
事

（明治五年郵便上往来）

このときの北海道内郵便取扱所間の郵便物の運送は、すべて地元郵便取扱人の責任において簡便することとして任命され、駅逕寮と約定しているものである。その郵便物の運送は、場合によつては郵便取扱人の支配下にある駅逕の駒馬を使役することもあつたが、駅逕寮との約定上の郵便物の運送は駒馬によるものとし、それは、右、約定のとおり一里五錢の割りをもつて支給されたものである。

この一里五錢といふのは、当時、駅逕間の駒馬賃金の定額は、人足一里四錢であつて、これに比較すると高額（馬の駒馬立賃金の定額は一里六錢）であった。

(3) しかし一時（とき）三里行といつてゐるようには運送時間が厳しく守るよう指示されているので、駅道の人足建立費裁より高額であるのは自然であろう。

ただ、郵便課夫は自己が管理運営する駅道の人足を使役するのであるから、これによる支出はない。反面、月六回定定期に一定額の収入が見込まれるといった好条件の面もあった。

なお、このとき郵便取扱人には任命された者ほんとは、地元駅道取扱人か、又は「人足」馬鹿を所有する運送業者であつて、郵便取扱人に信任すると、直ちに、郵便物の運送に対応できるものであった。

従つて、本州のように郵便物の運送を陸運会社に委ねる必要はなかつたのである。

しかし、当時、北海道への郵便施行の計画に当たつて、当初は、郵便の運送は陸運会社に委ねる方針であつて、北海道内にも全面的に陸運会社設立を計画し、さきに挙げた大藏省から開拓使への通達となつたものと思われる。これは「北海道内の駅道制度の実態から駅道取扱人を郵便取扱人に任命し業務させることによつて、陸運会社に委託させる必要のないことを悟つたものと認められる。

(4) 「東京—函館」間の郵便輸送図の誤りを指摘する 実は今回、「東京—函館」間の郵便輸送について、「郵政百年史」を検討中、次のような疑義の持たれる史実を発見した。

〔郵便輸路の検討〕の項

○東京から諸島への郵便差空日割」として、全国の国表が掲げられているが、その参考に地理底圖「公文録による」として、「東京—函館間の郵便輸路」が図示されている。それは、東京から北上して福島に至り、日本海側は「米沢・山形・秋田・青森・大間（稚海・能登）」としているのに對し、太平洋側は福島から分れて「仙台・盛岡」までとしていて、盛岡で打ち切られ、盛岡からさき、大間までの間が記載されていないのである。

さきに私が挙げた「駅道情報第四十二号」には駅道整からの通達には「白河口・仙台・盛岡ヲ越へ大間瀬リ」とありて、郵政百年史には「盛岡經由下北半島の大間まで」が記載されていないのである。

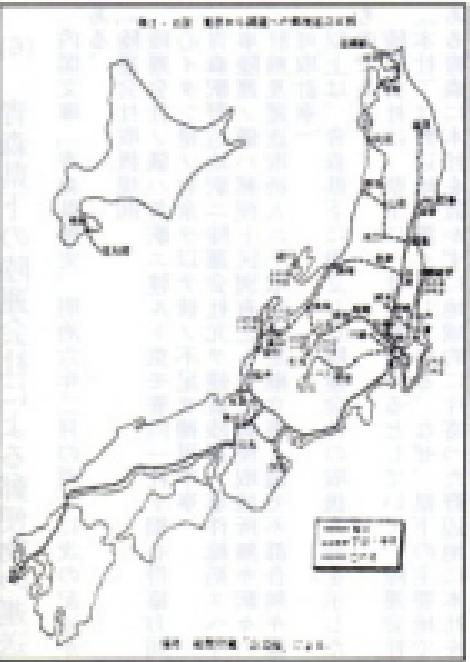
以上は、著者「北海道郵便創歴史」に取り上げた開拓使資料、及び前島駅道頭が在東京の開拓使に面頭して北海道への郵便施行の中し入れのよいの資料にも明らかに記述されているので、地理底圖の公文録が間違つてあると思われる。しかも、私は、諸般の状況からみても支那洋側回りが主経路と考えているのである。

この店について、私の所持する資料のうち主要部分を再掲すると

「函館開港より盛岡通
毎月二五八ノ日差起
函西所ヨリ秋田通

毎月三六九ノ日差起」

とあって、両コースとも月九便の運行であるのに對し、公文録の国表中、太平洋側回りは「仙台・盛岡」間が、また、



駅 通 情 報

日本海側回りは「福島・函館」間が「……丁日、半日」と点線で結ばれている。図表の凡例によると「……」は「半運行、すなわち、毎日運行である。となるて、この「丁半」とは偶数、奇数のことであろうか。「一日置きの運送」というのであらう。すると、便数も複合しないのである。

なお、図表では、東京・福島経由仙台間は毎日運行となつてゐるのである。

精道へそれが、元へ戻すとしよう。

(5) 青森県下の郵便運送

「東京駅街道の時代的支度」によると、陸運会社の經營範囲は「物資の輸送、即ち、郵便の仕事も所謂兼用便として取扱つた。明治四年以來陸運会社が実現すると、当地方でも同年に白石及び越河に郵便取扱所が設置され、(以下略)」とあり、東北地方についても陸運会社が郵便運送を請負つていたとしている。

その翌年七月には、前述のとおり、東北地方の主要地、及び北海道の函館まで郵便輸送が伸張されているので、陸運会社による郵便輸送が開始されたのは間違いがない。

前述のとおり、北海道内の郵便物の運送は、地元郵便取扱人自らの責任において行つてきたことは明らかであるが、本州側の青森駅大間までの間ににおける取扱いはどうであったのであらう。

前述のとおり、函館の対岸である郵便輸送基地、大間についてはその重要性から郵便輸送所を置いて対応したが、郵便運送も太平洋側回りは「二・五・八」の日の毎月九便、また、日本海側の運送は「三・六・九」の日の毎月九便、また、さらには同数便が船便をもつて函館から到着し、本州各地に差立てられるのである。

さて、郵政百年史記載のとおり、全国各地に陸運会社が開設され、明治四年十月以降、委託を受けた同社によつて郵便物の運送が行なわれたとあるが、北海道の開拓地青森県下ではどうであつたのである。

日本海側回りは「福島・函館」間が「……丁日、半日」と点線で結ばれていた。図表の凡例によると「……」は「半運行、すなわち、毎日運行である。となるて、この「丁半」とは偶数、奇数のことであろうか。「一日置きの運送」というのであらう。すると、便数も複合しないのである。

なお、図表では、東京・福島経由仙台間は毎日運行となつてゐるのである。

精道へそれが、元へ戻すとしよう。

(6) 青森県下の陸運会社による郵便物の運送

内国文庫「青森県歴史」明治六年二月の項に次の記述がある。

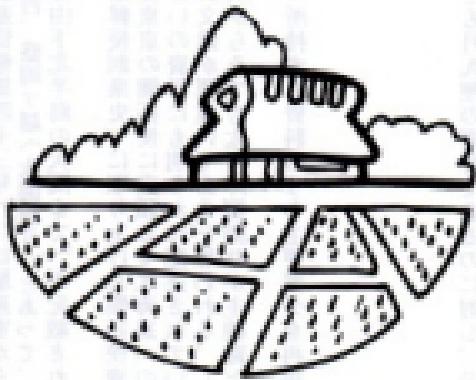
「陸運会社取扱規則
陸運会社ノ儀ハ各駅ニ桂ルト並モ皆内一社ト粗心得協力同
心イタシ是ノ有余ヲ以テ彼ノ不足ヲ補可申事
青森駅野邊地駅ニ陸運会社元ヲ運送陸運ノ事件概要スヘキ
事陸運ノ儀ハ郵便ト区別有之ト並モ郵便取扱所無キ駅キハ
軒門及運送取扱人ニテ取扱人足確立等ノ儀モ不都合無キ様
可收計事」

以上は、青森県下に設立した陸運会社の取扱方針を示したものである。青森県下に設立した陸運会社の取扱方針を示したものである。青森に本社を置かずして地域的に片寄つた野邊地に本社を置いたのである。

北海道への郵便運送を重視した結果、その道筋に当たる野邊地に本社の中権を置くことにして、陸運会社の本社を置くこととしたものとしか考えられない。

陸運会社は、從来の「宿駅—旅馬所」に代る組織として設立された組織として設立され、交通、貨物の運送に当たり住民に不便をかけぬよう配慮することとしたのであつた。

また、貨物の運送に当たっては郵便と区別することはもちろんのこと



されていない地域については取扱人を置いて利用者に不都合をかけないよう配慮するとしている。

運にみると、郵便物の運送をいかに重視していたかを物語つているものである。

以上は、青森県に設けられた陸運会社の取扱いについての問題点注意事項等を示したものである。

この取扱規則によつて、青森県下にも陸運会社が設立され、また、同社が郵便物の運送の委託を受けたことが分かる。

しかし、具体的にどうからじこまでといった取扱区間を明らかにした指定はない。後述のとおり、全青森県下の運送を受持つていたものと思われる。

未解明のまま現在に至った 創業時の郵便運送

本誌第四十四号以降連載してきた「本州における郵便運送の実態」も、次号をもつて完結する予定となつた。

一方、北海道における郵便運送の状況は、さきに「北海道郵便創業史」に記述すみであるものの、その中には、資料収集が十分でなく、明らかにできなかつたため、触れずにきたものが、全道一箇郵便路線上だけでも何箇所か認められる。

これら対象の箇所は、恐らく、駅通室で設定した一般的規定では措置できず、対策を委された開拓使が、現地の郵便取扱人（のちの郵便局長）と協議して対応したものと認われる。

しかし、當時、その措置はいかにしたのか、現在に至っては明らかでなく、資料も見当たらぬ。

本州では、少なくともその場所と現状のみだけでも把握しておこうと思うのである。

一、はじめに

一口に郵便物の運送といつても、「本州側における東京以北、青森県大間」間にように、日本の大幹線であつて、しかかも、陸上運送が中心である区間とは違つて、本号で取り上げようとするのは、北海道といった広大で人口稀薄、かつ、郵便局間も長距離の地域を結ぶ路線を運送するのであるから、想像を絶する困難があつたと思われる。その実態を明らかにしようとするものである。

当時、北海道における郵便運送対策は、郵便事業の管理運営に当たる開拓使が、駅通室と協議して行つて、そのようにしてでも運行困難地域の実態把握が十分でない向きについては、新しく任命した現地の郵便取扱人へのちの郵便局長」と協議して対応に当たつた。

当時、対策に当たつては、幸い、駅前から類似の運営形態を持つ駅通制度があつたので、その運営状況を参考にしたのであつた。

駅通が運行する人馬難立の駅通路線は、郵便路と重なる区間が多かつたのである。

以上のことは、もちろん私は、「北海道郵便創業史」に記述したし、当時から十分承知していた。しかし、以上に記述する区間については、それそれ特殊事情があつて、どのように対策で、どのように実施したのか、現在に至つては資料も保存されておらず、実態が明らかでない区間が多いのである。

しかも、駆出のような地域は、全道一箇郵便路線沿いだけでも十ヵ所以上も見受けられるのである。

さて、北海道の郵便創業に当たつて、大きな問題がある。それは、郵便運送をいかなる条件で行うのが、また、より便宜して円滑に実施するにはいかなる方法があるかである。

本州では、「本州側における郵便運送の実態」に記述したように、北海道に郵便を創設する際には、既に、陸運会社が設立されていて、幹線ではこれに委託する方法をとつていたのである。しかし、北海道においては、陸運会社が組織されたのは函館のみで、しかも設立したばかりであった。従つて、これから郵便を施行しようとする地域では全く設置され

でおらず、他にも運送を業とする者もまだ育つに至っていないかったのである。
しかし、幸い、北海道には、これに代る駅通制度が全道に普及し、運行されていた。しかも、その駅通支配人等関係者を郵便取扱人（のちの郵便局長）に借用し、駅通取扱人を義務させることによって、その目的が達しられる見られるのであった。

二、駅通者が設定した郵便運送方法
北海道における具体的な運送実態に入る前に、本州における、それも北海道の郵便制度（明治五年七月の函館郵便局所の開設）以前の状況を検討して、比較検討することにしたい。
駅通者では、郵便制度を創立するに当たって「獨立場駅々取扱規則」を制定した。

それによると、

「駅に出張していた各府藩県の駅通役者が、運送の責任を負い、郵便脚夫が駅間の運搬に当たった。
郵便物は、「獨立場駅」と分類してそれぞれの駅名の書かれた行囊に入れられ運送用の手製用塗りの行李に納められて、駅間に離れて輸送された。独立駅の地方官は、行李が到着すると、自駅までの行囊を取り出し、その駅で集つた郵便物をあて地別に行囊に入れ、輸送用に受領印と蓋立印を押して次の駅に離立た（郵政百年史）」

とある。さるに、これを受領した郵便脚夫は、

「飛行人夫・飛行脚夫などと呼ばれ、各駅に原則として八人準備されており、三日（一・五キログラム）の郵便行李をかついで、一時間に二里半（約一〇キロメートル）の速度で輸送した。郵便脚夫には一人一里六〇〇文基準で賃金が支払われ、三日以上の場合は割増料金となつた。
なお、夜間の場合には、脚夫が一人で当たり、途中の危険に備えた。（郵政百年史）」

解説

以上のように、創業時の郵便輸送は、江戸時代からの制度である宿駅（又は、飛脚問屋）の運営方法を取り入れ、これに洋式による育成といった西洋技術のものであつたが、宿駅制度が廃止された以後は、伝馬所を経て明治四年十月には、設立されたばかりの陸運会社に全面的に委託された。
また、地方にあっては、人力車、牛馬送、馬車送、鉄道、船舶等による運送が取り入れられたが、現在の郵便物の処理方法と比較しても、運送方法は近代化され、専用自動車、航空機に代り、また、辨印、区分方法が機械化され進化したもの、郵便物を運送するという基本は、何も変わっていないのである。

なお、右「郵政百年史」によると、郵便行李を抱つての走行が、一時一里半の速度であるが、一時とは、現在の一時間ではなく、一時（とき）とも考えられるが、どうであろう。

○ 資料寄贈お礼

- 一 國松の村調査研究報告
- 二 ○四・〇五年要覧
- 三 國松の村記念誌
- 四 弘南堂古書目録
- 五 人間像
- 六 松前方言考

発行年月日 平成十九年一月十五日
発行者 札幌市南区川沿四条五丁目二一
無 料

史学研究会 主宰 宇川 隆雄
〒062-0111-五七一-二二六〇-一三
ホーメイ-03